

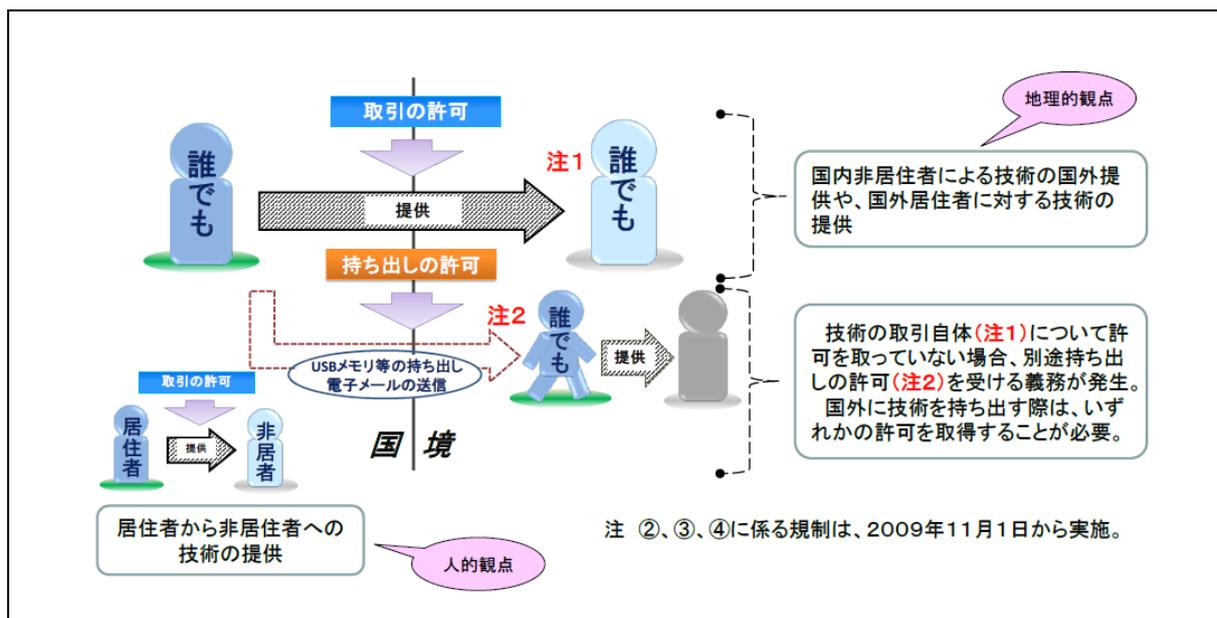
7. 技術の提供に係る規制

★平成 21 年 11 月 1 日施行の改正外為法では、グローバル化の進展による国際的な人的交流及び情報通信技術の進展による情報流通の活発化に対応して技術流出防止の徹底を図る目的で、技術の提供に係る規制対象範囲の追加や技術持ち出し行為に係る規制の追加など、規制の強化が行われました。

<改正法第 25 条第 1 項>

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に関する技術(以下「特定技術」という。)を特定の外国(以下「特定国」という。)において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に転用可能な特定技術の流出を防止する観点から特定の技術を①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引、②外国において提供することを目的とする取引、これら取引に係る規制を補完するため、③特定の技術を持ち出す行為、④特定の技術の電子データの外国への送信行為を行う場合に許可が必要。



[出典] 安全保障貿易管理説明会資料, 平成 29 年 1 月